

太陽電池発電設備をご使用の皆様へ

平成23年6月
原子力安全・保安院 電力安全課

1. 従来、太陽電池発電設備のうち、以下のものは一般用電気工作物として規制されてきました。
 - 受電・電気使用設備：
電力会社から600V以下の電圧で受電していること。
 - 太陽電池発電設備
600V以下の発電設備であって、出力が20kW未満のもの。
2. 平成22年に、規制・制度改革に係る対処方針（平成22年6月18日閣議決定）が決定され、再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直しについては、「CO₂排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽電池発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検討を速やかに開始し、結論を得る。」とされました。
3. これを受け、原子力安全・保安院では、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会を開催し、太陽電池発電設備に係る一般用電気工作物となる範囲の拡大について審議を行ってきました。この結果、太陽電池発電設備の出力範囲を、20kW未満から50kW未満に引き上げることなどを決定しました。
4. また、この検討において、太陽電池発電設備を安全かつ有効に利用する観点から、定期点検など適切な使用・管理を実施することが望ましい旨、周知すべきとされたところです。
5. そこで、太陽電池発電設備をご使用の皆様におかれましても、以下の事項への取組をお願いします。

日常点検、定期点検の実施に当たっては、製造、販売事業者又は電気保安に関する専門機関等が推奨する方法など、適切な方法により実施する。
※特に定期点検は専門的な知識・経験が必要となるため、専門家による点検が望まれます。

6. なお、電力安全課では、文部科学省、一般社団法人太陽光発電協会、一般社団法人

日本電機工業会及び電気保安協会全国連絡会議に対しても同様な趣旨の周知の依頼を行いました。